

1. 趣旨

介護保険制度の施行時に特養に入所している者(旧措置入所者)については、負担の激変緩和措置として、利用者負担が現行の費用徴収額を大きく上回らないようにする必要がある。

2. 考え方

<介護保険制度の利用者負担>

$$\text{利用者負担} = \text{介護費用の10\%※} + \text{食費負担}$$

※高額介護サービス費による上限あり

旧措置入所者については、現行の費用徴収額を大きく上回らないように、利用者負担額を設定。

<施行法の規定>

所得の区分ごとに0%から10%の範囲内において厚生大臣が定める割合

平均的な食費の状況や所得の状況を勘案して、厚生大臣が定める金額

<特例措置(案)>

(収入24万円以下)	0%	+	0~8,300円	=	0~8,300円
(24~34万円以下)	0%	+	9,000円	=	9,000円
(34~40万円以下)	3%	+	9,000円	=	17,250円
(40~48万円以下)	3%	+	15,000円	=	23,250円
(48~68万円以下)	5%	+	15,000円	=	28,750円
(68~266万6千円未満)	10%	+	15,000円	=	39,600円
(266万6千円以上)	10%	+	22,800円	=	50,300円

(注)旧措置入所者の介護費の平均額275,000円(仮単価)を前提としている。

特別養護老人ホーム被措置者費用徴収基準

対象収入による階層区分		費用徴収基準月額
1	0円 ～ 120,000円	0円
2	120,001 ～ 140,000	1,000
3	140,001 ～ 160,000	1,600
4	160,001 ～ 180,000	3,300
5	180,001 ～ 200,000	5,000
6	200,001 ～ 220,000	6,600
7	220,001 ～ 240,000	8,300
8	240,001 ～ 260,000	10,000
9	260,001 ～ 280,000	11,600
10	280,001 ～ 300,000	13,300
11	300,001 ～ 320,000	15,000
12	320,001 ～ 340,000	16,600
13	340,001 ～ 360,000	18,300
14	360,001 ～ 380,000	20,000
15	380,001 ～ 400,000	21,600
16	400,001 ～ 420,000	23,300
17	420,001 ～ 440,000	25,000
18	440,001 ～ 460,000	26,600
19	460,001 ～ 480,000	28,300
20	480,001 ～ 500,000	30,000
21	500,001 ～ 520,000	31,000
22	520,001 ～ 540,000	32,000
23	540,001 ～ 560,000	33,000
24	560,001 ～ 580,000	34,000
25	580,001 ～ 600,000	35,000
26	600,001 ～ 640,000	36,000
27	640,001 ～ 680,000	38,000
28	680,001 ～ 720,000	40,000
29	720,001 ～ 760,000	42,000
30	760,001 ～ 800,000	44,000
31	800,001 ～ 840,000	46,000
32	840,001 ～ 880,000	48,000
33	880,001 ～ 920,000	50,000
34	920,001 ～ 960,000	52,000
35	960,001 ～ 1,000,000	54,000
36	1,000,001 ～ 1,040,000	56,000
37	1,040,001 ～ 1,080,000	58,000
38	1,080,001 ～ 1,120,000	60,000
39	1,120,001 ～ 1,160,000	62,000
40	1,160,001 ～ 1,200,000	64,000
41	1,200,001 ～ 1,260,000	66,000
42	1,260,001 ～ 1,320,000	69,100
43	1,320,001 ～ 1,380,000	73,100
44	1,380,001 ～ 1,440,000	77,100
45	1,440,001 ～ 1,500,000	81,100
46	1,500,001 ～	150万円超過額× 0.9 ÷ 12月 + 81,100 円 (100 円未満切捨て)

備考：上表にかかわらず、平成11年7月から平成12年3月までの暫定措置として、240,000 円を当該費用徴収基準月額の上限とする。

(注1) この表における「対象収入」とは前年の収入から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注2) 費用徴収基準月額が、その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額を超える場合には、この表にかかわらず、当該支弁額とする。

介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）（抄）

（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置）

第十三条 施行日において第七条の規定により介護保険法第四十八条第一項第一号の指定があつたものとみなされた特別養護老人ホームに入所している旧老福法第十一条第一項第二号の措置に係る者（以下この条において「旧措置入所者」という。）は、施行日以後引き続き当該特別養護老人ホーム（介護保険法第九十二条の規定により当該指定を取り消されたものを除く。以下この条において「特定介護老人福祉施設」という。）に入所している間（当該特定介護老人福祉施設に継続して一以上の他の介護保険法第七条第九項に規定する介護保険施設（以下この条において単に「介護保険施設」という。）に入所することにより当該一以上の他の介護保険施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を有するに至つた旧措置入所者にあつては、当該一以上の他の介護保険施設に継続して入所している間を含む。）は、介護保険法第九条及び第十三条の規定にかかわらず、当該措置をとつた市町村が行う介護保険の被保険者とする。

2 前項の規定の適用を受ける被保険者が入所している介護保険施設は、当該介護保険施設の所在する市町村及び当該被保険者に対し介護保険を行う市町村に、必要な協力をしなければならない。

3 旧措置入所者については、施行日から起算して五年間に限り、施行日以後引き続き特定介護老人福祉施設に入所している間（当該特定介護老人福祉施設に係る介護保険法第九十二条の規定による指定の取消しその他やむを得ない理由により、当該特定介護老人福祉施設に継続して一以上の他の指定介護老人福祉施設（同法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）に入所した旧措置入所者にあつては、当該一以上の他の指定介護老人福祉施設に継続して入所している間を含む。）は、当該旧措置入所者に係る措置をとった市町村は、当該旧措置入所者を同法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者（以下この条において単に「要介護被保険者」という。）とみなして、当該旧措置入所者が当該特定介護老人福祉施設（当該一以上の他の指定介護老人福祉施設に入所した旧措置入所者にあつては、当該一以上の他の指定介護老人福祉施設。以下この条において同じ。）から指定介護福祉施設サービス（同法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下この条において同じ。）を受けたときは、厚生省令で定めるところにより、当該旧措置入所者に対し、当該指定介護福祉施設サービスに要した費用（同法第四十八条第一項の厚生省令で定める費用を除く。次項第一号において同じ。）について、同法に規定する施設介護サービス費（次項において単に「施設介護サービス費」という。）を支給する。ただし、当該旧措置入所者が要介護被保険者となつたときは、この限りでない。

4 前項の規定により要介護被保険者とみなされた旧措置入所者及び要介護被保険者である旧措置入所者に対し支給する施設介護サービス費の額は、施行日から起算して五年間に限り、介護保険法第四十八条第二項の規定にかかわらず、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合計額とする。

一 旧措置入所者に係る介護の必要の程度、特定介護老人福祉施設の所在する地域等を勘案して算定される指定介護福祉施設サービス（食事の提供を除く。）に要する平均的な費用（介護保険法第四十八条第二項第一号の厚生省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。）に、厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分ごと

とに百分の九十以上百分の百以下の範囲内において厚生大臣が定める割合を乗じて得た額

二 特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事の提供に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする。）から、平均的な家計における食費の状況を勘案して厚生大臣が定める額（所得の状況その他の事情を斟酌して厚生省令で定める旧措置入所者については、厚生大臣が別に定める額とする。次項において「特定標準負担額」という。）を控除した額

5 介護保険法第四十八条第三項の規定は、特定標準負担額について、同条第四項の規定は、前項各号の基準について準用する。

6 旧措置入所者（要介護被保険者であるものを除く。）は、施行日から起算して五年間に限り、介護保険法第四十八条第五項及び第六項、同条第八項の規定により準用される同法第四十一条第八項並びに同法第五十一条第一項の規定の適用については要介護被保険者と、同法第六十六条から第六十八条までの規定の適用については同法第六十二条に規定する要介護被保険者等とみなす。

7 旧措置入所者は、特定介護老人福祉施設が行う機能訓練を進んで利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるとともに、その心身の状況に応じて最も適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用するように努めなければならない。